



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL 06-6429-1301  
塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL 06-6940-6421  
川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL 072-767-7770  
西宮支店：西宮市甲風園 1-10-8 /TEL 0798-78-7677  
岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL 078-982-4119



## 倒産防止共済について



今回は、2024年10月に税制が変更された中小企業倒産防止共済制度について、ご紹介します。年の終わりが近づき、気持ちも慌ただしくなる時期ですが、体調に気をつけて、元気に新年を迎えましょう。

### 倒産防止共済の基本概要



中小企業倒産防止共済制度（通称「経営セーフティ共済」）とは、取引先の倒産による売掛金等の回収不能や、そこから発生する連鎖倒産リスクに備えるための共済制度です。

この制度では、**月々の掛金を 5,000 円～20 万円(5,000 円刻み)**で自由に設定でき、掛金積立累計の**上限は 800 万円**です。その掛金の支払は、損金(必要経費)にできるため、税務上の優遇があります。

また、掛金を積み立てておくことで、取引先が倒産したとき、無担保・無保証人・無利子で、掛金総額の10倍(ただし上限 8,000 万円)の共済金貸付が受けることが可能です。

### 税制改正：解約後の「2年縛り」

2024年10月の税制改正で、令和6年10月1日以降に倒産防止共済を解約し、その後再加入した場合、その解約日から2年を経過する日までの間に支払った掛金は、損金(必要経費)にできないことになりました。

つまり、**解約 → 再加入を「節税スキーム」として短期間で繰り返すことは、税務上認められなくなりました。**なお、改正適用は令和6年10月1日以降の解約であり、それ以前の解約→再加入分には影響しません。

### 倒産防止共済の活用



#### 1. 節税対策：掛金の前納

前納とは、決算が近づいた時点で次年度分の掛金をあらかじめ支払うことを指します。前納した掛金は支払日の属する事業年度の損金(必要経費)に算入できるため、その分当年度の損金を増やし、納税額を抑える効果があります。例えば、月額20万円の場合、1年分(20万円 × 12ヶ月 = 240万円)をまとめて前納することで、その全額を当年度の損金に計上でき、通常の月払いによる年間240万円に加えて、**決算期に240万円を前納すれば、最大480万円を当年度の損金として計上することも可能です。**

#### 2. 出口対策：解約時の注意点

倒産防止共済を解約する場合の返戻率は、掛金の納付月数に応じて変動し、**40ヶ月(3年4ヶ月)以上で返戻率が100%となり、掛金全額が戻ります。**ただし、受け取った返戻金は受取事業年度の益金として課税対象となります。つまり、掛金を支払った段階で損金算入できる節税効果は、あくまで「課税の繰り延べ」であり、最終的には返戻金受取時に税負担が発生する点に注意が必要です。

そのため、解約のタイミングを計画し、返戻金を受け取る年度の収益見込み、設備投資、人件費、退職金の支給予定などと整合させておく「出口戦略」が重要となります。

#### 3. 金融機関対策：保険積立金(資産計上)

倒産防止共済の会計処理として、掛金を資産(保険積立金)として計上する方法を推奨します。**資産計上(保険積立金)を選択するメリットは、損益計算書上で赤字になりにくくなること、貸借対照表上で自己資本や資産総額が増えること、掛金の積立状況を把握しやすくなることが挙げられ、金融機関から融資を受ける際に也有利に働きます。**※申告の際には、法人税の別表上で掛金を損金算入(減算)します。

### 申込手続の注意点(掛金変更・前納)

掛金変更・前納の**申込手続きの期限**は、いずれも**希望月の5日まで**になります。

(例)3月に損金算入したい場合：3月5日まで

また、**前納を継続する場合には、毎年手続きが必要です。**前納期間終了の1ヶ月前に届く「**掛金前納預かり分充當終了のお知らせ**」を目安に、継続手続きを行うことを推奨します。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当:吉田)